

水位周知下水道に関する取組み

水位周知下水道の概要

○平成27年に水防法が改正され、内水浸水に係る下水道施設の水位情報の通知・周知制度(第13条の2)、想定される最大規模降雨に対応する浸水想定区域制度(第14条の2)等が創設された。

都道府県知事または市町村長が指定した水位周知下水道施設(第13条の2)の水位情報の通知・周知制度

水位情報の伝達イメージ

時間軸

集中豪雨

内水氾濫危険水位※
到達

※水位到達情報伝達時間と地下空間の利用者が地上部までの避難に要する時間を考慮して設定

内水浸水
発生

地下空間へ浸入

都道府県知事
または市町村長
(下水道担当部局等)

関係水防管理者
関係市町村長

地下街管理者

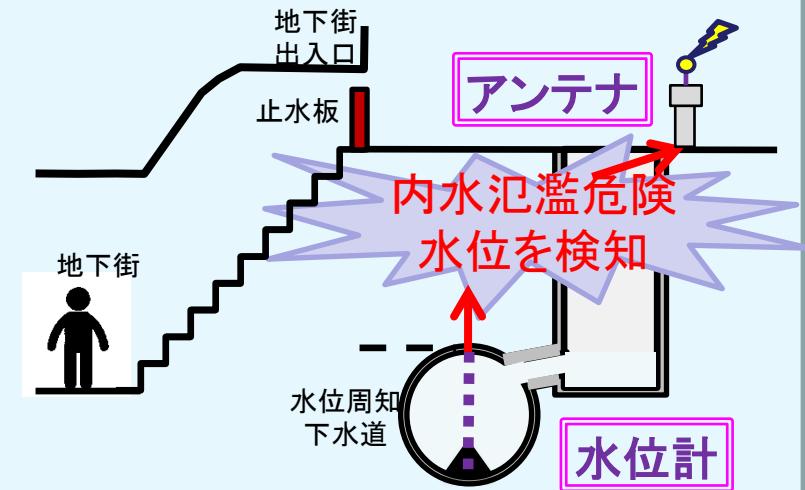
地下空間利用者の避難完了

水位周知下水道の目的

- 内水浸水に係る水位情報を提供
- 地下空間利用者等の避難に資する

水位周知による効果

一般的なビル等の地下空間の利用者が地上部までの避難に要する時間を確保



水位周知下水道に関する取組み

水位周知下水道に関する29年度の取組み(概要)

- 横浜駅西口に仮設水位計を設置し、**水位計測を開始**(設置箇所・数量は調整中)
- 地上部への工作物の設置が困難であることから、計測通信をマンホール部で実施できる機器を選定予定
- 水位データの蓄積、計測機器の精度・特性、設置箇所の妥当性などを検証
- 併せて電源、機器のメンテナンスなど維持管理性を確認し、機器選定の妥当性も検証
- リードタイム(避難・準備時間)確保の観点から水位計の設置箇所、氾濫危険水位の検討を進める
- 併せて防災部局、地下街管理者への周知および役割分担等、順次、協議調整を進める

